

第6回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会

平成16年3月8日(月)  
労働基準局第1, 第2会議室

1 議 題

- (1) 労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱及び労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱について(諮問)
- (2) 平成16年度労働保険特別会計労災勘定予算(案)について
- (3) 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第3次答申」等について

2 配付資料

|       |   |    |
|-------|---|----|
| 資料1   | 労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱(別紙1)及び労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱(別紙2)について(諮問) . . . . . | 1  |
| 参考1   | 労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案について . . . . .   | 5  |
| 参考2   | 労働基準法施行規則の一部を改正する省令案について  | 6  |
| 参考3   | 整形外科分野の障害認定に関する検討について . . . . .   | 7  |
| 資料2-1 | 平成16年度労働保険特別会計労災勘定予算(案) . . . . .   | 9  |
| 資料2-2 | 労災保険経済概況 . . . . .  | 16 |
| 資料3-1 | 「規制改革の推進に関する第3次答申」(抄) . . . . .   | 17 |
| 資料3-2 | 総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」に関する対処方針について(閣議決定) . . . . .                         | 24 |
| 資料3-3 | 総合規制改革会議「第3次答申」(重要検討事項)に対する厚生労働省の考え方(抄) . . . . .                               | 25 |
| 資料3-4 | 労災保険料率の設定に関する検討会(仮称)の開催について(案) . . . . .  | 32 |

**資料 1**

厚生労働省発基労第 0308001 号

労働政策審議会

会長 西川 俊作 殿

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」（別紙 1）  
及び「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」（別紙 2）について、  
貴会の意見を求める。

平成 16 年 3 月 8 日

厚生労働大臣 坂 口 力

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 介護補償給付及び介護給付の限度額等の引下げ

一 常時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がこれを超えるときに支給する限度額を、月額十万四千九百七十円（現行十万六千円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合等であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額五万六千九百五十円（現行五万七千五百八十円）に引き下げるものとする  
こと。

二 随時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がこれを超えるときに支給する限度額を、月額五万二千四百九十円（現行五万三千五百円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合等であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額二万八千四百八十円（現行二万八千七百九十円）に引き下げるものとする  
こと。

第二 障害補償給付及び障害給付に係る身体障害の障害等級の見直し

一 障害補償給付及び障害給付を支給すべき身体障害の障害等級について、示指の亡失に係る等級を一級引き下げ、小指の亡失に係る等級を一級引き上げる改正等を行うとともに、複視に係る障害について等級の見直しを行うこと。

二 障害等級表中の用語について見直しを行うこと。

### 第三 施行期日等

一 この省令は、介護補償給付及び介護給付の限度額等の引下げに係る改正については平成十六年四月一日から、障害補償給付及び障害給付に係る身体障害の障害等級の見直しに係る改正については平成十六年七月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 障害補償に係る身体障害の障害等級の見直し

障害補償を行うべき身体障害の障害等級について、示指の亡失に係る等級を一級引き下げ、小指の亡失に係る等級を一級引き上げる改正等を行うとともに、複視に係る障害について等級の見直しを行うこと。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成十六年七月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。

## 労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案について

### 1 介護（補償）給付の限度額等の引下げについて

障害（補償）年金又は傷病（補償）年金の受給権者で、常時又は随時介護を要する状態にあるものに対し、介護（補償）給付として毎月介護に要する費用を支給しているが、今般、その最高限度額及び親族介護時の最低保障額を以下のとおり引き下げることとする。

※（ ）内は、現行額

|      | 最高限度額<br>実際に介護を要する費用として<br>支出した額がこれを超えるときに<br>支給する限度額 | 親族介護時の最低保障額<br>費用を支出して介護を受けた日<br>がない場合であって、親族による介護を<br>受けた日があるときに支給する額 |
|------|---|--|
| 常時介護 | 104,970円 (106,100円)                                   | 56,950円 (57,580円)  |
| 随時介護 | 52,490円 (53,050円)                                     | 28,480円 (28,790円)  |

### 2 障害等級の見直し

#### (1) 趣旨

労災保険の障害（補償）給付については、労災保険法施行規則別表第一に定める障害等級表に基づいて障害認定を行っているところであるが、今般、専門検討会における検討結果を踏まえ、当該障害等級表について、手指の亡失、用廃に係る障害等級の見直し、複視に係る障害等級の見直し、用語の整理等所要の改正を行う。

#### (2) 経過措置

改正後の等級については、年金受給者の保護の観点等から施行日後に支給事由が発生（治ゆ）した者について適用するものとし、施行日前に支給事由が発生した者については、引き続き改正前の等級に基づく支給を行うものとする。

### 3 施行期日

1については平成16年4月1日

2については平成16年7月1日

(改正後の内容について周知期間が3ヶ月程度必要であるため)

## 労働基準法施行規則の一部を改正する省令案について

### 1 趣旨

労働基準法上の障害給付については、労働基準法施行規則別表第二に定める障害等級表に基づいて障害認定を行っているところであるが、今般、専門検討会における検討結果を踏まえ、当該障害等級表について、所要の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

#### (1) 手指の亡失、用廃関係

示指の亡失を1級引き下げるとともに、小指の亡失を1級引き上げ、これに伴い、複数の手指を亡失した場合の整理も評価し直すこととした。また、これに併せ、用廃についても亡失に準じた評価の変更を行うこととした。

#### (2) 複視に係る障害関係

複視に係る障害について、正面視で複視を生ずるものについては「局部に頑固な神経症状を残すもの」を準用して12級に、正面視以外で複視を生ずるものについては「局部に神経症状を残すもの」を準用して14級に認定されてきたところであるが、今般これを見直し、正面視で複視を生ずるものについては10級に、正面視以外で複視を生ずるものについては13級としてそれぞれ個別に規定を設けることとした。

### 3 経過措置

改正後の等級については、施行日後に支給事由が発生（治ゆ）した者について適用するものとし、施行日前に支給事由が発生した者については、改正前の等級に基づく支給を行うものとする。

### 4 施行期日

改正後の内容について周知期間が3ヶ月程度必要と見込まれることから、平成16年7月1日とする。

## 整形外科分野の障害認定に関する検討について

### 1 検討経緯

平成13年から、整形外科分野（骨格・関節等の形態異常の矯正に関する医学）の医学専門家7名により、同分野における最新の医学知見及び治療技術の進展等を踏まえ、検討を行った。

### 2 主な検討対象

- (1) 手指を失ったもの及びその用を廃したものについて
- (2) せき柱(いわゆる背骨)の運動障害・変形障害について
- (3) 上肢・下肢の関節の可動域が制限されたものについて
- (4) 上肢・下肢の長管骨（上腕部と前腕部の骨、又は大腿部と下腿部の骨）の変形障害について
- (5) 用語について

### 3 検討結果

別紙「『整形外科の障害認定に関する専門検討会』報告書の概要」のとおり



## 「整形外科の障害認定に関する専門検討会」報告書の概要

## 1 手指の亡失等

第10級とされている示指の亡失を1級引き下げて第11級とし、中指及び環指と同一の等級とするとともに、第13級とされている小指の亡失を1級引き上げ第12級とすることが適当である。

これに伴い、複数の手指を亡失した場合の評価も整理するとともに手指の用廃についても亡失に準じて評価を変更することが適当である。

## 2 せき柱

せき柱（いわゆる「背骨」）の運動障害及び変形障害の認定基準は、定量的な測定結果による等客観的なものに変更することが適当である。また、頸部と胸腰部に分けて評価する、第6級及び第11級のみが定められている変形障害について、新たに中間の評価を行う等きめ細かな評価が可能なものとするのが適当である。

## 3 人工骨頭・人工関節（上肢、下肢共通）

現在、人工骨頭等をそう入置換した関節については、実際の障害の有無・程度を問わず一律に関節の用を廃したもの（第8級）として評価しているが、人工骨頭の性能の向上等を踏まえ、関節の可動域が健側の1/2以下に制限されていないものは著しい機能障害を残したもの（第10級）とすることが適当である。

## 4 前腕の機能障害

現在、前腕の関節については屈伸の制限のみを評価しているが、回内・回外の可動域が制限された場合も新たに障害として評価することが適当である。具体的には、可動域が健側の1/2以下に制限された場合は準用第12級、1/4以下は準用第10級とすることが適当である。

※ 前腕の回内・回外とは、例えば回転式のドアノブを開閉するときの動きである。

## 5 関節の機能障害の評価方法

主要運動が複数ある関節の場合、主要運動のいずれか一つの可動域が1/2又は3/4以下に制限されているものは、関節の「著しい機能障害」又は「機能障害」とすることが適当である。

また、その他関節の機能障害の評価方法を明確化することが適当である。

## 6 長管骨の変形（上肢、下肢）

現行は長管骨が「15度以上屈曲したもの」のみを長管骨の変形（第12級）として評価しているが、これに該当する場合を拡大（例：直径が一定以上減少したもの）することが適当である。

※「長管骨」とは、上肢にあつては上腕骨、橈骨及び尺骨、下肢にあつては大腿骨、脛骨及び腓骨をいう。

## 7 障害等級表上の用語

「腕関節、乗指、奇形、仮関節」をそれぞれ「手関節、環指、変形、偽関節」に変更するほか、備考中の手指の関節等の用語についても一部変更することが適当である。

## 平成16年度 労働保険特別会計 労災勘定 予算概要

| 区 分             | 平成15年度    | 平成16年度    | 比 較      | 対 前 年 度 | 備 考 |
|-----------------|-----------|-----------|----------|---------|-----|
|                 | 予 算 額     | 予 定 額     | 増 △ 減 額  | 伸 び 率   |     |
|                 | 百万円       | 百万円       | 百万円      |         |     |
| 歳 入 予 算 額       | 1,415,931 | 1,392,610 | △ 23,321 | 98.4%   |     |
| (内 訳)           |           |           |          |         |     |
| 他 勘 定 より 受 入    | 1,043,913 | 1,044,726 | 813      | 100.1%  |     |
| 一 般 会 計 より 受 入  | 1,307     | 1,307     | 0        | 100.0%  |     |
| 未 経 過 保 険 料 受 入 | 28,956    | 23,688    | △ 5,268  | 81.8%   |     |
| 支 払 備 金 受 入     | 190,910   | 189,374   | △ 1,536  | 99.2%   |     |
| 雑 収 入           | 150,845   | 133,515   | △ 17,330 | 88.5%   |     |
| 歳 出 予 算 額       | 1,210,642 | 1,187,239 | △ 23,403 | 98.1%   |     |
| (内 訳)           |           |           |          |         |     |
| 給 付 費           | 941,379   | 930,762   | △ 10,617 | 98.9%   |     |
| 業 務 取 扱 費       | 57,836    | 55,933    | △ 1,903  | 96.7%   |     |
| 労 働 福 祉 事 業 費   | 138,288   | 128,399   | △ 9,889  | 92.8%   |     |
| 他 勘 定 へ 繰 入     | 58,139    | 62,145    | 4,006    | 106.9%  |     |
| 予 備 費           | 15,000    | 10,000    | △ 5,000  | 66.7%   |     |

| 区 分                | 平成15年度    | 平成16年度    | 比 較<br>増 △ 減 額 | 備 考   |
|--------------------|-----------|-----------|----------------|---|
|                    | 予 算 額     | 予 定 額     |                |   |
|                    | 百万円       | 百万円       | 百万円            |   |
| 歳 入                | 1,415,931 | 1,392,610 | △ 23,321       |   |
| 1. 他 勘 定 より 受 入    | 1,043,913 | 1,044,726 | 813            |   |
| (1) 保 険 料 収 入      | 1,043,509 | 1,044,324 | 815            | 最近の経済動向を考慮した収入予定額<br>(対前年度比 100.08%)                                    |
| (2) 雑 収 入          | 404       | 402       | △ 2            | 延滞金、追徴金等の雑収入  |
| 2. 一 般 会 計 より 受 入  | 1,307     | 1,307     | 0              | 労災保険事業に対する国庫補助見込額   |
| 3. 未 経 過 保 険 料 受 入 | 28,956    | 23,688    | △ 5,268        | 既に収納された有期事業に係る保険料のうち、<br>平成16年度に係る保険料受入見込額<br>(前受保険料)                   |
| 4. 支 払 備 金 受 入     | 190,910   | 189,374   | △ 1,536        | 既に業務災害及び通勤災害を受けた労働者<br>等に対し支払われるべき給付見込額                                 |
| 5. 雑 収 入           | 150,845   | 133,515   | △ 17,330       | 預託金利子収入<br>125,723百万円 → 110,678百万円<br><br>返納金等<br>25,122百万円 → 22,837百万円 |

| 区 分              | 平成15年度    | 平成16年度    | 比 較      | 備 考   |
|------------------|-----------|-----------|----------|---|
|                  | 予 算 額     | 予 定 額     | 増 △ 減 額  |   |
|                  | 百万円       | 百万円       | 百万円      |   |
| 歳 出              | 1,210,642 | 1,187,239 | △ 23,403 |   |
| 1. 給 付 費         | 941,379   | 930,762   | △ 10,617 |   |
| (1) 保 険 給 付 費    | 811,715   | 803,658   | △ 8,057  | 平成16年度における給付見込件数、受給予定者数の動向等を勘案して算出<br><br>1. 短期給付等<br>419,945百万円 → 417,267百万円<br><br>2. 長期給付<br>391,770百万円 → 386,391百万円 |
| (2) 特 別 支 給 金    | 129,664   | 127,104   | △ 2,560  | 休業特別支給金等  |
| 2. 業 務 取 扱 費     | 57,836    | 55,933    | △ 1,903  | 労災保険事業の運営に必要な人件費、事務費等   |
| 3. 労 働 福 祉 事 業 費 | 138,288   | 128,399   | △ 9,889  | 内訳 別紙参照   |
| 4. 他 勘 定 へ 繰 入   | 58,139    | 62,145    | 4,006    | 保険料返還金及び保険料徴収等のための人件費、事務費等<br><br>1. 保険料返還金<br>41,158百万円 → 49,778百万円<br><br>2. 人件費、事務費等<br>16,980百万円 → 12,367百万円        |
| 5. 予 備 費         | 15,000    | 10,000    | △ 5,000  |   |

## 労働福祉事業費一覽

| 区 分                                    | 平成15年度 | 平成16年度 | 比 較<br>増△減額 | 備 考   |
|--|--------|--------|-------------|---|
|  | 予 算 額  | 予 定 額  |             |   |
|  | 百万円    | 百万円    | 百万円         |   |
| I 社会復帰促進事業                             | 33,808 | 30,834 | △ 2,974     |   |
| 1. 補装具・アフターケア等経費                       | 5,091  | 5,473  | 382         | 補装具及び社会復帰保養費<br>1,956百万円 → 1,964百万円<br><br>特殊疾病アフターケア実施費<br>3,032百万円 → 3,441百万円   |
| 2. 被災労働者社会復帰経費                         | 831    | 821    | △ 10        | 振動障害者社会復帰特別援護経費<br>636百万円 → 739百万円  |
| 3. (独)労働者健康福祉機構<br>運営費交付金・施設整備費<br>補助金 | 26,978 | 23,356 | △ 3,622     | (独)労働者健康福祉機構運営費交付金<br>9,656百万円 → 8,506百万円<br>本部運営、施設運営経費<br>(前年度、労働福祉事業団交付金)<br><br>(独)労働者健康福祉機構施設整備費補助金<br>17,322百万円 → 14,851百万円<br>既設労災病院等の施設整備等<br>(前年度、労働福祉事業団施設整備費補助金) |
| 4. 障害者職業能力開発校経費                        | 908    | 1,184  | 276         | 障害者職業能力開発校施設整備費<br>858百万円 → 1,184百万円  |
| II 被災労働者等援護事業                          | 27,020 | 24,887 | △ 2,133     |   |
| 1. 労災就学等援護経費等                          | 2,965  | 2,969  | 4           | 労災就学援護経費<br>2,871百万円 → 2,886百万円<br><br>労災就労保育援護経費<br>72百万円 → 64百万円  |
| 2. 高齢被災労働者等援護経費                        | 8,240  | 7,617  | △ 623       | 労災特別介護施設設置運営経費<br>・委託先 (財) 労災ケアセンター<br>4,285百万円 → 4,226百万円<br><br>在宅介護支援経費<br>(財) 労災ケアセンターより(財) 労災年金福<br>祉協会へ委託先変更<br>384百万円 → 91百万円  |

| 区 分                   | 平成15年度 | 平成16年度 | 比 較     | 備 考  |
|-----------------------|--------|--------|---------|--|
|                       | 予 算 額  | 予 定 額  |         |  |
|                       | 百万円    | 百万円    | 百万円     |  |
| 3. 労災診療費の貸付事業に対する補助金等 | 15,815 | 14,301 | △ 1,514 | 労災年金等相談体制整備費<br>・委託先 (財) 労災年金福祉協会<br>2,227百万円 → 1,949百万円<br><br>労災年金担保資金貸付<br>労働福祉事業団より(独)福祉医療機構へ<br>業務移管 (48百万円)<br><br>労災診療費支払体制等整備経費<br>・委託先 (財) 労災保険情報センター<br><br>(1) 労災診療費審査事務等委託費<br>4,333百万円 → 3,997百万円<br><br>(2) 労災診療被災労働者援護事業補助事業費<br>11,482百万円 → 10,304百万円<br><br>[ 労災診療援護貸付原資 ]<br>10,181百万円 → 9,131百万円    |
| Ⅳ 安全衛生確保事業            | 42,812 | 38,075 | △ 4,737 |  |
| 1. 労働災害防止対策推進費等       | 26,742 | 23,487 | △ 3,255 | 労働災害防止対策強化推進委託費<br>地域産業保健センターの整備事業<br>2,417百万円 → 2,211百万円<br><br>小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業<br>1,277百万円 → 1,071百万円<br><br>中小規模事業場健康づくり事業<br>1,521百万円 → 1,226百万円<br><br>高年齢労働者安全衛生等調査研究費<br>2,089百万円 → 1,563百万円<br><br>労働時間短縮促進援助事業等経費<br>2,791百万円 → 2,443百万円<br><br>独立行政法人(産業安全研究所・産業医学総合<br>研究所)運営等経費<br>2,337百万円 → 2,067百万円 |

| 区 分                                    | 平成15年度 | 平成16年度 | 比 較   | 備 考  |
|--|--------|--------|-------|--|
|  | 予 算 額  | 予 定 額  | 増△減額  |  |
|  | 百万円    | 百万円    | 百万円   |  |
| 2.労働災害防止団体補助金                          | 3,259  | 2,921  | △ 338 | 労働災害防止対策費<br>3,259百万円 → 2,921百万円   |
| 3.産業医学振興経費                             | 9,198  | 8,288  | △ 910 | 産業医科大学運営費等   |
| 4.(独)労働者健康福祉機構<br>運営費交付金・施設整備費<br>補助金等 | 3,613  | 3,379  | △ 234 | (独)労働者健康福祉機構運営費交付金<br>2,719百万円 → 2,721百万円<br>(前年度、労働福祉事業団交付金)<br><br>小規模事業場産業保健活動支援促進事業費等<br>補助金<br>273百万円 → 246百万円<br>(前年度、労働福祉事業団交付金)<br><br>労働安全衛生融資資金利子補給等補助金<br>557百万円 → 388百万円<br>(前年度、労働福祉事業団交付金)<br><br>(独)労働者健康福祉機構施設整備費補助金<br>64百万円 → 23百万円<br>(前年度、労働福祉事業団施設整備費補助金) |
| IV労働条件確保事業                             | 34,648 | 34,603 | △ 45  |  |
| 1.未払賃金立替払事業実施費                         | 27,674 | 28,214 | 540   | 未払賃金立替払事業費補助金<br>27,222百万円 → 27,764百万円<br>(前年度、労働福祉事業団交付金)   |
| 2.勤労者財産形成促進事業実<br>施費                   | 933    | 751    | △ 182 | 勤労者財産形成促進事業費補助金<br>878百万円 → 740百万円<br>(前年度、雇用・能力開発機構交付金)   |
| 3.中小企業退職金共済助成費<br>等                    | 6,041  | 5,638  | △ 403 | 中小企業退職金共済掛金助成費<br>2,769百万円 → 2,374百万円  |

| 区 分 | 平成15年度  | 平成16年度  | 比 較     | 備 考  |
|-----|---------|---------|---------|--|
|     | 予 算 額   | 予 定 額   | 増△減額    |  |
|     | 百万円     | 百万円     | 百万円     |  |
|     |         |         |         | 総合的短時間労働者対策推進費<br>1,016百万円 → 885百万円<br><br>個別的労使紛争処理対策関連経費<br>658百万円 → 631百万円<br><br>独立行政法人労働政策研究・研修機構<br>運営費交付金<br>83百万円 → 166百万円 |
| 合 計 | 138,288 | 128,399 | △ 9,889 |  |



概 況  
経 済  
保 險  
災 害  
勞 務

(単位：百万円)

| 区 分               | 10 年度     |       | 11 年度     |       | 12 年度     |       | 13 年度     |       | 14 年度     |       |
|-------------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
|                   | 金額        | 対前年比  | 金額        | 対前年比  | 金額        | 対前年比  | 金額        | 対前年比  | 金額        | 対前年比  |
| 収入                |           |       |           |       |           |       |           |       |           |       |
| 保険料収納額            | 1,433,935 | 0.926 | 1,333,834 | 0.930 | 1,330,054 | 0.997 | 1,272,931 | 0.957 | 1,218,545 | 0.957 |
| 一般会計より受入          | 1,307     |       | 1,307     |       | 1,307     |       | 1,307     |       | 1,307     |       |
| 雑収入               | 254,542   |       | 234,116   |       | 211,180   |       | 186,234   |       | 169,353   |       |
| 計                 | 1,689,784 | 0.928 | 1,569,257 | 0.929 | 1,542,541 | 0.983 | 1,460,472 | 0.947 | 1,389,205 | 0.951 |
| 支出                |           |       |           |       |           |       |           |       |           |       |
| 保険給付費             | 838,959   | 0.991 | 825,025   | 0.983 | 820,227   | 0.994 | 818,620   | 0.998 | 794,167   | 0.970 |
| (短期分)             | 437,506   |       | 422,715   |       | 418,286   |       | 415,783   |       | 392,474   |       |
| (長期分)             | 401,453   |       | 402,311   |       | 401,941   |       | 402,837   |       | 401,693   |       |
| 事務施設費             | 370,084   | 0.942 | 361,555   | 0.977 | 353,111   | 0.977 | 349,531   | 0.990 | 348,570   | 0.997 |
| (事務費)             | 237,266   |       | 230,783   |       | 225,475   |       | 222,878   |       | 224,263   |       |
| (特別支給金)           | 132,818   |       | 130,772   |       | 127,636   |       | 126,653   |       | 124,307   |       |
| 保険料返還金            | 76,212    | 0.947 | 58,224    | 0.764 | 67,281    | 1.156 | 65,987    | 0.981 | 55,212    | 0.837 |
| 計                 | 1,285,255 | 0.974 | 1,244,804 | 0.969 | 1,240,618 | 0.997 | 1,234,138 | 0.995 | 1,197,949 | 0.971 |
| 単年度収支過△不足         | 404,529   |       | 324,453   |       | 301,922   |       | 226,334   |       | 191,256   |       |
| 決算上の収支            |           |       |           |       |           |       |           |       |           |       |
| ① 国庫残額<br>(除く積立金) | 653,182   |       | 566,574   |       | 534,670   |       | 454,387   |       | 415,662   |       |
| ② 支払備金            | 199,990   |       | 197,377   |       | 195,989   |       | 195,606   |       | 191,010   |       |
| ③ 未經過保険料          | 37,190    |       | 33,211    |       | 31,354    |       | 28,432    |       | 27,182    |       |
| ④ 繰越金             | 4,941     |       | 2,160     |       | 710       |       | 368       |       | 1,352     |       |
| ⑤計(②+③+④)         | 242,121   |       | 232,748   |       | 228,053   |       | 224,406   |       | 219,544   |       |
| (①-⑤)             |           |       |           |       |           |       |           |       |           |       |
| 決算上の収支            | 411,061   |       | 333,826   |       | 306,618   |       | 229,981   |       | 196,118   |       |
| 積立金累計             | 6,519,791 |       | 6,853,617 |       | 7,160,235 |       | 7,390,216 |       | 7,586,334 |       |

# 規制改革の推進に関する第3次答申

—活力ある日本の創造に向けて—

平成15年12月22日

総合規制改革会議

## 第1章 分野横断的な取組

### 1 「規制改革推進のためのアクションプラン」の適切な実行

総合規制改革会議は、本年2月、医療・福祉、教育、農業などの「官製市場」を中心に、規制改革を象徴する「12の重点検討事項」を「規制改革推進のためのアクションプラン」として定め（別紙1）、さらに10月には、官業を民間に開放し民需を創造するとの視点から「5つの重点検討事項」を追加し（別紙2）、これら「17の重点検討事項」について、その実現のための積極的・集中的な審議を行い、上記「アクションプラン」の実行に取り組んできた。

上記「17の重点検討事項」をめぐる一連のプロセスにおいて、今回、関係各省と合意に至ったものについては、「具体的施策」として掲載した。また、当会議として強い問題意識の下、関係各省に対しその考え方を主張しつつも、今次プロセスにおいて関係各省と合意に至らなかった点については、当会議の見解として「現状認識」及び「今後の課題」などとして掲載した。

（中略）

## 〈追加5の重点検討事項〉

「官製市場の民間開放」を始めとする規制改革の一層の推進を図り、経済活性化を通じた「消費者・利用者本位の社会」を実現するためには、当会議が「規制改革の象徴的事項」として位置付け、今年度前半に精力的に取り組んできた上記「12の重点検討事項」の実現のみがすべてではないことは当然である。

上述した7月の答申以降、総合規制改革会議としては、これらの事項以外についても精力的・集中的な取組を行い、設置期限までの残された限りある期間内で、経済的規制・社会的規制の区分を問わず、すべての分野における重要な規制改革について、更に取り組んでいくことが必要であるとの認識に至った。

こうした中で、平成15年10月7日開催の第5回総合規制改革会議において、特に「国等の独占又は寡占等により温存された官需を民間に開放し、官民同一条件下の競争を促進することにより、飛躍的に民需の拡大を図ること」が喫緊に必要とされる以下の「5事項」について、これらを「官業打破・民需創造」の視点から「当面の課題」として選定・抽出し、これらを上記「12の重点検討事項」に新規に追加するとともに、「規制改革推進のためのアクションプラン」を同日付で改訂した。

その後、総合規制改革会議として、積極的・集中的に関係各省との折衝を重ねるとともに、宮内義彦議長を主査とするアクションプラン実行ワーキング・グループにおいて、5回にわたり当該5事項について、プレス等の参加を募った関係各省との公開討論を行い、併せて資料、議事録の公開も行ってきた。

また、平成15年11月26日の経済財政諮問会議において、特に、「1 公共施設・サービスの民間開放の促進」、「2 労災保険及び雇用保険事業の民間開放の促進など」について、出席した宮内義彦議長から「最重要事項」として進捗状況の説明を行ったところである。

(中略)

## 2 労災保険及び雇用保険事業の民間開放の促進など

### (1) 労災保険

#### 【現状認識】

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）は、使用者（事業主）を加入者、政府を保険者とし、すべての産業について、業務上の理由に基づく災害補償を迅速に行うことを目的に、昭和 22 年に設立された強制保険である。

他方、政府としてこれまでも精力的に取り組んできている労働市場の事前規制の緩和は、労働者にとっての社会的安全網（セーフティーネット）の整備と一体的に行われることが規制改革の原則であるが、政府が所掌する損害賠償責任保険が適正かつ効率的に運営されているか否かは、その社会的安全網としての役割に大きくかかわっている。

労災保険の本来の目的は、使用者の災害補償責任を確実に履行するための責任保険であり、労災保険の給付がなされれば使用者は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の災害補償責任を免れるという対応関係があった。しかしながら、現在の労災保険の給付や対象範囲は、災害に伴う直接の療養費や休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付のみならず、各給付の上乗せ支給を行う特別支給金や介護補償給付の導入、給付の年金化などを通じ、次第に労働基準法上の規定を上回る水準に拡大し、結果として、医療や年金・介護等の社会保障給付を上回る水準を保障するに至っている。

こうした中で、別途制度の充実が図られてきた医療や年金・介護等の公的保険との関係で、労災保険がどのような役割を担うかということも、大きな課題となってきた。

また、労災保険は、社会保険であっても、「保険」である限り、その保険料率は、本来、使用者の労災発生リスクに応じた「給付と負担の均衡原則」の下で設定されるべきである。仮にリスクの高い使用者の保険料負担の一部を、リスクの低い使用者の負担で賄えば、使用者間の負担の公平性のみならず、リスクの高い使用者の労災防止へのインセンティブを損ね、本来の労働者保護の目的を果たせないことになる。

さらに、労災保険は、充足賦課方式の下、7 兆円を超える積立金を有しており、労災病院の経営等、直営の事業活動も拡大されてきた。労災病院は、平成 16 年度から独立行政法人化することが決定しているものの、平成 9 年の特殊法人の整理統合化に関する閣議決定に基づく労災病院の統合・民営化や労災保険からの出資金の削減等の改革は十分なものとは言えない。

## 【具体的施策】

### ① 労災保険強制適用事業所のうち未手続事業所の一掃（職権による成立手続の徹底等）【平成 16 年度中に結論】

労災保険の現行制度の下では、原則として、ある事業所が労働者を 1 人でも使用すれば、当該事業所は「強制適用事業所」とされ、事業が開始された日から自動的に保険関係が成立する。このため、保険関係成立届を届け出していない（保険料未納付である）事業所で生じた労災事故についても、労働者保護の観点から、被災労働者は給付を受けることができる仕組みとなっている。

こうした中で、すべての強制適用事業所のうち、現に保険関係成立届を届け出ている事業所数は約 270 万であるが、他方、未手続事業所は、最大限約 60 万（全体の約 14%）存在するとされている（平成 13 年度推計値・厚生労働省提出資料より）。

このように、労災保険は、本来、強制適用保険制度であるにもかかわらず、事業主の中にはそれを十分に認識していないケースや、未手続事業所に対し労働基準監督署の職権による成立手続が十分に行われていないことなどにより、事業所間の公平性等が保たれていない。

なお、使用者が故意または重過失により労災保険に加入していない期間に事故が発生した場合には、療養開始後 3 年以内の場合に限って、保険料のほか、保険給付額の全部又は一部（最大限 40% 程度）を徴収することとなっている。法律上、保険給付に要した費用の全部を徴収できるにもかかわらず、そのような運用がなされていないことや、故意又は重過失のある場合を限定的に解していることについて、厚生労働省は「使用者に対して経済的な過大な負担を強いることや、労災保険への加入手続が行われないうこと自体を防ぐため」としているが、こうしたことが、一部使用者のモラルハザードを助長し、結果的に労災事故防止の妨げとなっていると考えられる。

したがって、こうした未手続強制適用事業所を一掃するため、周知・啓発や加入勧奨にとどまらず、労働基準監督署の職権等の積極的な行使などの措置を講ずべきである。

### ② 業種別リスクに応じた適正な保険料率の設定【平成 16 年度中に結論】

現在の労災保険の保険料率については、業種別に設定されているが、当該業種別のリスクを正確に反映したものとはなっていない。特に、事務職等の「その他各種事業」と「建築事業」などのサービス業については、給付に対して過大な保険料負担となっている。

労災保険の役割として、労災事故のリスクが高い業種ほど保険料率を高く設定し、

業種ごとの事業主集団の労働災害防止へのインセンティブを促進することが挙げられるが、現行のような大幅な業種間の調整を行うことにより、そうしたメカニズムが十分に機能するものとはなっていない。

したがって、事業主の労働災害防止へのインセンティブをより高めるとの観点も踏まえ、業種別の保険料率の設定について、業種ごとに異なる災害リスクも踏まえ、専門的な見地から検討し、早急に結論を得べきである。

また、保険料率は審議会等のプロセスを経て決定されているとはいえ、当該審議会等の情報開示は不十分であり、どのような計算の下で、将来債務の額等が算定され、料率改定が行われたのかなどについて、具体的に明記すべきである。

### ③ 労働福祉事業の見直し【平成16年度以降逐次実施】

労働福祉事業として行われている労災病院については、労災患者数の占める割合が年々低下しており（入院6%、通院3.4%。（平成9年度。総務庁行政監察局行政監察結果報告書（平成11年12月）より）、専門病院としての役割は低下している。

こうした状況にかんがみれば、労災病院事業を中心に労働福祉事業について、適切な事業評価を実施した上で、逐次見直しを図るべきである。

## 【今後の課題】

### ① 労災保険の未手続事業所名の公表など

労働者保護等の観点から、労働基準監督署の職権等を積極的に行使する以前の措置として、労災保険の未手続事業所のうち故意にその加入手続を怠っているものについては、その名称を公表するなどの制裁措置を講ずべきである。また、同様の趣旨から、雇用保険、社会保険の未手続事業所に対しても、同様の措置を講ずべきである。

### ② 労災保険の民間開放の検討

使用者の災害補償に備える労災保険の仕組みについては、民間の損害保険（自動車損害賠償責任保険）と多くの共通点を有している。また、既に労災保険の上乗せ補償の保険は民間会社で提供されている。

仮に、労災保険の民間開放がなされたとした場合、未手続事業所が増加するなど、給付が十全に行われなくなるのではないかと懸念も指摘されている。しかしながら、こうした懸念に対しては、未手続事業所への経済的ペナルティーの強化と併せて、限られた人数の労働基準監督署の人員を補完する上でも、民間事業者を積極的に活用することで、未手続事業所の減少につながるものと考えられる。

労災保険に関して、国と民間との適正な役割分担の在り方としては、何が労災に相当するかといった基本的な概念や認定基準については国が労働基準法に基づき定め、他方、それに基づく労災保険の管理・運営については民間事業者が行うこととすべきである。その結果、国は本来の労働者保護のための監督業務に専念できることになるため、メリットは大きいと考えられる。

「労災から労働者を保護する」という労災保険の本来の目的が十分に担保されるという前提の下、政府の直轄事業方式にこだわらず、現行の使用者の強制加入原則及び保険者の引受義務を維持しつつ、労災保険の民間開放・民間への業務委託の可能性について、厚生労働省内の議論や労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会のみならず、関係各省、有識者、実務家等を交え、幅広く検討すべきであると考えられる。

使用者は、労災保険の給付に加えて業務災害を理由とする損害賠償を請求（労災民訴）される場合があるが、この際、労災保険給付と損害賠償との調整が行われず、労災保険料負担に加え、損害賠償の支払いという二重の負担が生じることがある。このように、国の労災保険だけでは使用者の損害賠償責任を完全に担保できないため、労災保険料負担に加えて民間の労災保険に加入する使用者も多いが、そうした意味では、労災の損害賠償負担に関し、既に民間の保険も一定の役割を果たしていると言える。

なお、労災保険の民間開放の検討は、労働災害に関する安全網（セーフティーネット）の改善や、事前規制緩和と事後チェック及び安全網の整備を一体として進めることに貢献するとは考えられないので反対である、という少数意見（清家委員）があった。

(以下略)



総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」に関する対処方針について

〔平成15年12月26日〕  
閣議決定

総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」（平成15年12月22日）に示された具体的施策を最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むとともに、平成16年度を初年度とする新たな規制改革推進のための3か年計画を平成15年度末までに策定する。

総合規制改革会議「第3次答申」(重要検討事項)  
に対する厚生労働省の考え方

平成15年12月24日

厚生労働省

総合規制改革会議「第3次答申」（重要検討事項部分）に対する厚生労働省の考え方

平成15年12月24日  
厚生労働省

1 基本的考え方

- このたび、総合規制改革会議において、医療・福祉、雇用・労働などの規制改革に関する「第3次答申」が決定された。
- 厚生労働省としては、経済社会システムの構造改革が進む中で、規制改革の重要性は充分認識しており、サービスの質の向上、利用者の選択の拡大や労働者が安心して持てる能力を十分に発揮できることにつながるような規制改革については、これまでも積極的に対応してきているところである。
- 一方、厚生労働行政の分野は、サービスや規制の内容が国民の生命・生活や労働者の労働条件などと密接に関わるものであり、また、そのサービスの大半が保険財源や公費で賄われているなど、他の分野とは異なる性格を有していることから、規制改革を進めるに当たっては、経済的な効果だけでなく、
  - ① サービスの質や安全性の低下を招いたり、安定的な供給が損なわれることがないか、
  - ② 逆に、過剰なサービス供給が生じる結果、保険料や公費の過大な負担とならないか、
  - ③ 規制を緩和した結果、労働者の保護に欠けることとなったり、生活の不安感を惹起させないか、などの観点から、それぞれの分野ごとに慎重な検討を行うことが必要であると考えている。

- 今回の「第3次答申」のうち、「具体的施策」に盛り込まれた事項については、これまで、厚生労働省としても総合規制改革会議側と真摯な議論を重ねてきた結果得られた成果であり、その着実な実施に邁進してまいりたい。
  - しかしながら、今回の「第3次答申」のうち、「問題意識」や「現状認識及び今後の課題」等に掲げられている事項については、その基本的な考え方や今後の改革の方向性・手法・実効性において、当省の基本的な考え方と見解を異にする部分が少なくない。
  - 以上を踏まえ、今般、総合規制改革会議により「第3次答申」が公表されるに当たり、特に重要とされている「重要検討事項」の「現状認識及び今後の課題」等に掲げられている事項について、これに対する当省の考え方を以下の通り整理し、公表することとしたものである。
- なお、7月の「規制改革推進のためのアクションプラン」12の重点検討事項に関する答申で取り上げられた以下の①～⑦の主張については、基本的には総合規制改革会議側の考え方にも変化がないことから、当省の考え方も従来からのものと同様である。

2 個別事項についての総合規制改革会議の主張と厚生労働省の考え方

| 総合規制改革会議の主張（要約）   | 厚生労働省の考え方  |
|---|--|
| <p><b>⑧労災保険及び雇用保険事業の民間開放の促進など</b><br/> <b>(1) 労災保険</b><br/> <b>【現状認識】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労災保険の給付は、労働基準法上の規定を上回る水準に拡大してきた結果、他の公的保険の水準を上回っており、これらとの役割分担が大きな課題となっている。</li> <li>○ 労災保険の保険料率は、保険である以上、業種別の労災発生リスクに応じ給付と負担は均衡すべき。そうでなければ、使用者の労災防止へのインセンティブを損ねる。</li> <li>○ 労災保険は7兆円の積立金を有しており、労災病院等の事業を拡大してきた。</li> </ul> <p><b>【今後の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労災保険の仕組みは自動車損害賠償責任保険と多くの共通点がある。使用者の強制加入及び保険者の</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の労災保険の水準は、ILO条約を始めとした国際水準を満たす水準として設定されているところであり、またそもそも制度趣旨の異なる他の社会保険との比較で論じる意義は乏しい。</li> <li>○ 社会保険たる労災保険においては、業種別に厳密に収支均衡する必要はなく、総合規制改革会議の主張は社会保険の理論を無視している。また、災害防止は、一義的には、国の災害防止施策が担うべきものである。</li> <li>○ 労災保険の積立金は、全額将来の年金給付に充てられるための責任準備金であり、余剰金ではなく、労働福祉事業とは無関係。</li> <li>○ 労災保険の民営化（民間開放）については、当省からの民営化できないとの考え方に對し適切</li> </ul> |

引受義務を維持しつつ、何が労災に相当するかという認定基準は国が定め、それに基づく労災保険の管理・運営は民間事業者が行うこととすべきであり、労災保険の民間開放・民間への業務委託の可能性について、幅広く検討すべきであると考ええる。

な反論がなされず、また、重大な事実誤認の指摘にもかかわらず、総合規制改革会議独自の見解を公表されたことは、極めて遺憾である。

○ 労災保険の民営化（民間開放）は、以下のとおり、如何なる観点からみても労働者保護の観点から根本的に問題があり、できないと考ええる。

(1) 自賠責保険においては、自賠責保険に加入していないと車検を通らないことから加入が担保されているが、労災保険ではこのような加入を担保する仕組みがない。

民間保険会社では加入を強制できず、また、国が特定の民間保険会社との契約を強制することはもとより、滞納処分もできないため、使用者の強制加入及び保険者の引受義務を維持したとしても、未加入・未納事業場が続出することは避けられず、そのような事業場で被災した労働者は補償を受けられない。

(2) 交通事故と異なり、過労死等外形的に業務上の災害かどうか判断が難しい新たな労災事案が増加する状況で、事業場への立入権限のない民間保険会社では、実態を踏まえた労災認定が困難である。

(3) 仮に労災保険の民営化を行った場合には、上記(1)のとおり未加入事業場が続出するが、こ

うした未加入事業場の被災労働者に対しても補償を確実に行うためには新たに国の補償事業が必要となる。また、自賠責と異なり長期にわたる年金給付があることから民間保険会社の破綻に備えた仕組みなどが新たに必要となる。

このようなことから、民営化により、かえって非効率化し、ひいては保険料率の大幅な引上げのおおそれが大きい。なお、日本の労災保険の保険料収入に占める管理運営費の割合は5.2%だが、民間開放を行っている唯一の国であるアメリカの民間労災保険の管理運営費の割合は40%近い。

- 以上のような問題点にかんがみ、学識経験者、使用者団体及び労働組合の代表から成る審議会、日本医師会等の諸団体から、それぞれの立場を超えて、「労災保険の民営化（民間開放）」について強い反対意見が出されているところであり、また、過労死や雇用不安が問題となっている現状の厳しい経済社会情勢にかんがみれば、このような検討を行うこと自体、労働者を始めとした国民の無用の不安感を煽ることが避けられないことから、労災保険の民間開放について検討することは

不適切であると考える。

(注) 本年11月26日付けで、労働政策審議会労働保険部会から、公労使全員一致により、「労働保険の民間開放の促進」について反対である旨の意見が表明されている。

○ 労働者保護等の観点から、労働保険、雇用保険等の未手続事業所のうち故意にその加入手続を怠っているものについて、名称を公表するなどの制裁措置を講ずべきである。

○ 労働保険及び雇用保険については、加入勧奨に従わないときは職権成立手続を行うほか、雇用保険については、職権による被保険者資格の取得及び労働者自身による被保険者資格の確認が可能であることから、労働者保護は十分に図られているため、未手続事業所の公表などの制裁措置を講ずる必要はない。

○ なお、雇用保険及び社会保険の未手続事業所名の公表については、アクションプランワーキンググループにおける十分な議論を行わずに記述されており、総合規制改革会議における議論、答申の在り方として、極めて遺憾である。



## 労災保険料率の設定に関する検討会（仮称）の開催について（案）

### 1 目的

労災保険料率については、現在、業種毎の安全衛生対策とあいまって同種災害の防止努力を促進しつつ、業種を異にする事業主間の負担に係る過大な不公平感の是正を目的として、51の業種区分毎に料率を設定しているところである。

こうした中で、平成15年12月、総合規制改革会議において、業種別リスクに応じた適正な保険料率の設定について、平成16年度中に結論を得べきこととされたところである。

このため、産業構造や就業実態の変化等を踏まえ、料率設定の具体的な方法等について、より専門的な見地から検討を行うこととする。

### 2 参集者の構成等

(1) 労災保険料率の設定に関する検討会（仮称）（以下「検討会」という。）は、労災補償部長が依頼した、社会保障、保険（保険数理を含む。）、経済等を専門分野とする学識経験者により構成する。

(2) 検討会には座長を置く。

### 3 検討内容

- (1) 料率設定について
- (2) 業種区分について
- (3) メリット制について
- (4) その他

### 4 その他

検討会は、平成16年度中に一定の結論を得て、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会に報告することとし、その結果は、平成18年4月予定の労災保険料率の改正に資することとする。